

# 食品添加物の指定等に関する薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会添加物部会検討結果概要について

平成17年11月24日  
厚生労働省医薬食品局  
食品安全部基準審査課

厚生労働大臣より薬事・食品衛生審議会に諮問された、食品添加物公定書の改正に係る「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の改正、及び、「ブタノール」の食品添加物としての指定について、本日開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会で検討され、同部会の報告がとりまとめられた。

それぞれの報告の概要及び今後のスケジュールは次のとおりである。

## 1. 食品添加物公定書の改正に係る「食品、添加物等の規格基準」の改正について

### (1) 部会報告の概要

第8版食品添加物公定書作成検討会（座長 国立医薬品・食品衛生研究所 棚元食品添加物部長）においてとりまとめられた報告書の内容に基づき、告示を改正することは差し支えない。ただし、改正の内容には、字句の修正及び記述の明確化等、当部会でとりまとめられた修正を加えることが適当である。

### (2) 今後のスケジュール

- ① 食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼
- ② 食品輸入円滑化推進会議における説明（在京大使館等への説明）
- ③ パブリックコメントの募集、世界貿易機関（WTO）への通報
- ④ 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会での審議・答申
- ⑤ 告示の改正（来春を目途）

## 2. 「ブタノール」の食品添加物としての指定について

### (1) 部会報告の概要

「ブタノール」を食品衛生法（昭和22年法律233号。以下「法」という。）第10条の規定に基づく添加物として指定することは差し支えない。ただし、法第11条第1項の規定に基づき使用基準として香料に限るとともに、成分規格を定めることが適当である。

## (2) 今後のスケジュール

- ① 食品輸入円滑化推進会議における説明（在京大使館等への説明）
- ② パブリックコメントの募集、世界貿易機関（WTO）への通報
- ③ 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会での審議・答申
- ④ 告示の改正（来春を目途）

## (参考)

1. 食品添加物公定書は、食品衛生法第21条の規定に基づき、食品添加物の成分規格、使用基準等を収載することとされている。昭和35年に第1版が作成されて以来、平成11年の第7版作成まで、逐次改正が行われている。
2. ブタノールはフルーツ様の香気を有し、果実等の食品に天然に含まれている成分である。欧米では、焼き菓子、アイスクリーム、ゼリー、プリン、清涼飲料等、様々な加工食品において香りを再現するために添加されている。